

事 務 連 絡
令和 6 年 3 月 1 5 日

各登録建築物エネルギー消費性能判定機関 御中

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付

判定の業務に関する規程（判定業務規程）（ひな形）の変更について

登録建築物エネルギー消費性能判定機関の判定業務規程については、「改正建築物省エネ法の施行に向けた業務規程の変更等について」（令和 5 年 9 月 7 日付事務連絡）で、判定業務規程のひな形（以下「ひな形」という。）を参考送付していますが、令和 4 年 6 月 17 日に公布された脱炭素社会の実現に資するための建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 69 号。以下「改正法」という。）により、令和 6 年 4 月 1 日から法律の名称が建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律から建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律に改められること等を受けて、今般、別紙のとおり、ひな形の変更を行いましたので、改正後のひな形及び新旧対照表を送付します。

なお、法律の名称の変更に伴う業務規程の変更については、令和 6 年 4 月 1 日までの変更を一律に求めるものではなく、当面の間は従前の判定業務規程及び別記様式を用い、変更の準備ができ次第、手続きを行うことで差し支えないものとします。

（参考）ひな形の変更理由

・第 1 条及び別記様式の変更（法律名称の変更への対応）

改正法により、令和 6 年 4 月 1 日から法律の名称が建築物エネルギー消費性能の向上に関する法律から、建築物エネルギー消費性能の向上等に関する法律に改められる。これを受け、法律の名称が引用されている第一条及び別記様式の法律の名称を変更する。

・第 22 条及び第 23 条の変更（登録の区域等及び判定業務規程のインターネット上での公表）

特定の場所において書面で掲示されていたものについて、インターネットによる掲示、公開等が可能であることを明示するため、規定を変更する。

・別表 3 【判定料金】の注意書きの追記

判定料金を増額または減額するための要件を規定する場合は、別表 3 において増額幅または減額幅を規定することを明示するため、注意書きを追記する。

【問合せ先】

国土交通省住宅局参事官（建築企画担当）付 松田、猪澤

TEL : 03-5253-8111 （内線 39-433）

Mail : izawa-c2y7@mlit.go.jp